

○富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例

昭和59年7月3日

富山県条例第31号

改正 令和2年3月25日条例第17号

富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例を公布する。

富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例

富山県興行場法施行条例（昭和23年富山県条例第45号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項及び第3条第2項の規定に基づき、興行場の設置の場所及び構造設備についての公衆衛生上必要な基準並びに興行場の入場者の衛生に必要な措置の基準を定めるものとする。

（設置の場所の基準）

第2条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所に係る公衆衛生上必要な基準は、排水が容易に行える場所であることとする。ただし、興行場の床面が不浸透性材料で覆われている等防湿上有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。

（構造設備の基準）

第3条 法第2条第2項の規定による興行場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 入場者の衛生及び観覧に支障が生じないように、清掃及び排水が容易に行える構造であること。
- (2) 観覧する場所（以下「観覧所」という。）は、興行の目的に応じ、十分な高さ及び広さを有し、かつ、適当な数及び広さの観覧席が設けられていること。
- (3) 劇場、映画館、演芸場その他の劇場形態の観覧所にあつては、次に定める構造設備を有すること。

ア 舞台と適切に区画されており、床面から天井までの高さは、2階以上の部分がない場合にあつては3.5メートル以上、2階以上の部分がある場合にあつてはそれぞれの階ごとに2.4メートル以上であること。

イ 2階以上の階の前端には、ごみその他のものの落下を防止するための適当な設備が設けられていること。

ウ 規則で定める要件を備えた観覧席が設けられていること。

- (4) 衛生的な空気環境を確保するため、規則で定める機能及び構造を備えた機械換気設

備が設けられていること。

- (5) 各施設ごとに規則で定める照度を満たす機能を有する照明設備が設けられていること。
- (6) 各階ごとに男女を区別して、規則で定める構造及び便器の数の要件を備えた水洗便所が設けられていること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合していること。

(令2条例17・一部改正)

(衛生措置の基準)

第4条 法第3条第2項の規定による興行場の入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機械換気設備及び照明設備は、定期的に保守点検を行い、常に正常な機能を維持すること。
- (2) 興行場の空気環境を規則で定める基準に適合するように管理すること。
- (3) 衛生的な空気環境を確保するため、1回の興行時間が2時間30分以上である場合においては、おおむね2時間30分を超えない時間ごとに10分以上の休憩時間を設けること。ただし、換気が十分に行われ、入場者の衛生に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 興行場は、常に清潔を保ち、定期的に消毒及びねずみ、昆虫等の防除を行うこと。
- (5) 便所は、毎日清掃を行い、防臭措置を講ずること。
- (6) 興行場には、入場定員を超えて入場させないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講ずること。

(基準の緩和)

第5条 知事は、興行場の種類、規模若しくは用途により、又は仮設興行場若しくは観覧席の大部分が野外に設けられている興行場であることにより、前3条の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、公衆衛生上支障がないと認められるときは、これらの規定の一部を適用せず、又はこれらの規定による基準を緩和することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に許可を受けて興行場営業を営んでいる者の当該許可に係る興

行場の構造設備について第3条に定める基準に適合しない部分がある場合においては、当該許可を受けた者が引き続いて当該興行場営業を営んでいる間は、その興行場について増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の様式替えを行う場合又は知事が公衆衛生上著しく支障があると認める場合を除き、当該部分に対しては、当該基準を適用しない。

附 則（令和2年条例第17号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。